

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、有田町長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成30年6月15日

佐賀県知事 山口 祥義

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターユートク有田店
佐賀県西松浦郡有田町南原字新南川良原甲83番地 外8筆
- 2 届出の内容
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ・ 駐車場の位置及び収容台数
 - ・ 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・ 荷さばき施設の位置及び面積
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見書の縦覧
 - (1) 縦覧場所
佐賀県産業労働部経営支援課
 - (2) 縦覧期間
平成30年6月15日から
平成30年7月14日まで